

岐阜市ぎふまち育て隊（アダプト・プログラム）事業実施要綱

平成16年 3月19日決裁
改正 平成20年 4月 1日決裁
改正 平成21年11月27日決裁
改正 令和 3年 3月 2日決裁
改正 令和 3年 6月21日決裁
改正 令和 5年 1月30日決裁
改正 令和 6年 1月24日決裁

（趣旨）

第1条 この要綱は、環境美化に対する市民意識の高揚及び市民・行政の協働による快適な公共空間の創出を図るため、道路、公園、河川等の公共空間、文化財等まちのシンボルの美化その他環境保全のための市民によるボランティア活動（以下「活動」という。）を支援するアダプト・プログラム事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（事業の内容）

第2条 事業は、次の各号のいずれかに該当する活動を支援するものとする。

- (1) 市民に親しまれる公共空間づくり
 - (2) 公共空間、文化財等の美化
 - (3) 環境保全にかかる活動
 - (4) 情報の提供（ごみ又は不法投棄の情報等）
- 2 前項の規定にかかわらず、市長は同項の活動が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該活動を支援しない。

- (1) 特定の思想又は主義主張に関し、署名その他支持を求めるもの
- (2) 物品の販売その他の営利活動を行うもの
- (3) 特定の団体への加入の勧誘、寄附の勧誘その他の勧誘を行うもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるもの

（事業の実施に係る届出等）

第3条 事業に参加しようとする団体は、活動区域、活動等の内容を市と協議し、市長にぎふまち育て隊活動届（様式第1号）を提出するものとする。

2 市長は、前項の届出を受けたときは、その内容を確認し、事業の実施を決定したときは、当該届出を行った団体に対して、通知するものとする。ただし、事業に参加しようとする団体が次の各号のいずれかに該当するときは、事業への参加を認めないものとする。

- (1) 現に公の秩序又は善良の風俗に反する行為（以下「公序良俗違反行為」という。）を行い、又は過去に公序良俗違反行為を行ったこと等により、現に公序良俗違反行為を行うおそれが認められる団体
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）を構成員に含む団体
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める団体

（覚書の締結）

第4条 前条第2項本文の規定による決定（以下「決定」という。）を受けた団体（以下「活動団体」という。）は、市長とぎふまち育て隊覚書（様式第2号）を締結するものとする。

2 活動団体は、その活動の対象が私有地である場合にあっては、その管理者等とぎふまち育

て隊覚書（様式第3号）を締結するものとする。

（団体名等の変更）

第5条 活動団体は、団体名、代表、活動範囲、活動内容等を変更する場合は、ぎふまち育て隊活動変更届（様式第4号）を市長に提出するものとする。

（活動の中止）

第6条 活動団体は、活動を中止する場合は、ぎふまち育て隊活動辞退届（様式第5号。以下「辞退届」という。）を市長に提出するものとする。

（決定の取消し）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、決定を取り消し、当該決定を受けた活動団体に通知するものとする。

- (1) 当該活動団体が行う活動が第2条第2項各号のいずれかに該当すると認めたとき。
- (2) 当該活動団体が第3条第2項各号のいずれかに該当すると認めたとき。
- (3) 前条の規定により辞退届を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めたとき。

2 前項の規定により決定の取消しを受けた団体に係る第4条第1項の覚書は、当該取消しにより、失効するものとする。

（活動報告）

第8条 活動団体は、ぎふまち育て隊活動実績報告書（様式第6号）を年度終了後速やかに市長に提出するものとする。

（ゴミの廃棄方法）

第9条 活動団体は、収集した空き缶、散乱ゴミ等を活動区域の属する地域の定められたゴミ収集日まで保管し、当該収集日に収集場所へ搬出するものとする。ただし、市長が特に認めた場合は、市長の指示する方法により廃棄するものとする。

（市の支援）

第10条 市長は、活動団体に対して、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 活動に対する岐阜市が加入する全国市長会市民総合賠償補償保険の適用
- (2) アダプト・サインボード（活動団体名及び活動内容を記載した標識をいう。）の設置
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要と認める支援

（顕彰）

第11条 市長は、活動団体の活動が特に優れていると認めた場合は、岐阜市民参画賞表彰要綱（平成14年9月19日決裁）の規定に基づき、当該活動団体に市民参画賞を授与することができる。

（電子情報処理組織による届出等）

第12条 第3条第1項、第5条及び第6条の規定による届出並びに第8条の規定による報告については、岐阜市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和4年岐阜市条例第42号）第3条第1項から第3項までの規定を準用する。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年11月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年1月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年1月24日から施行する。

ぎふまち育て隊 活動届

年 月 日

（あて先）岐阜市長

団体の名称
代表者の氏名
団体の所在地

岐阜市ぎふまち育て隊（アダプト・プログラム）事業実施要綱第3条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

1 活動区域（活動する区域の略図又は住宅地図を添付）

2 活動内容

(1) 活動開始日 年 月 日

(2) 活動内容 []

(3) 活動回数
ほとんど毎日 1週間に____回程度
1ヵ月に____回程度 1年に____回程度
(特記：)

3 活動団体

(1) 団体の構成人数 (人)

(2) 連絡先

連絡担当者氏名
電話番号 _____

4 アダプト・サインボード設置

希望する 希望しない

[* 民有地を対象とする場合は、当該管理者等と取り交わした覚書
(様式第3号) の写しを添付]

5 活動実施に当たっての同意事項

(1) 次の事項に同意します。

(活動に関する事項)

ア 活動の中で特定の思想又は主義主張に関し、署名を求めません。

イ 活動の中で物品の販売その他の営利活動を行いません。

ウ 活動の中で特定の団体への加入の勧誘、寄附の勧誘その他の勧誘を行いません。

(団体に関する事項)

エ 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのある行為を行う団体ではありません。

オ 暴力団又は暴力団員を構成員とする団体ではありません。

カ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体ではありません。

- (2) 上記の事項に違反したときは、活動団体に係る決定の取消し、全国市長会市民総合賠償補償保険からの脱退、アダプト・サインボードの撤去等の措置を取る場合があることについて同意します。

※ 同意の場合は、欄にを記入してください。

ぎふまち育て隊 覚書

（以下「甲」という。）と岐阜市とは、岐阜市ぎふまち育て隊（アダプト・プログラム）事業実施要綱第4条第1項の規定に基づき、下記の事項により活動することについて合意し、それを証するため、本書2通を作成し、各自1通を保有する。

記

1 甲の活動の対象

2 甲の活動内容

3 その他の事項

- (1) 甲は、毎年度ごとに活動実績報告書（様式第6号）を岐阜市に提出する。
- (2) 前号に定めるもののほか、活動に必要な事項は、別途協議する。

年 月 日

甲 住所

氏名

印

岐阜市司町40番地1

岐阜市

代表者 岐阜市長

印

ぎふまち育て隊 覚書

（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）と岐阜市とは、岐阜市ぎふまち育て隊（アダプト・プログラム）事業実施要綱第4条第1項の規定に基づき、下記の事項により活動することについて合意し、それを証するため、本書3通を作成し、各自1通を保有する。

記

1 甲の活動の対象

2 甲の活動内容

3 その他の事項

- (1) 甲は、毎年度ごとに活動実績報告書（様式第6号）を岐阜市に提出する。
- (2) 前号に定めるもののほか、活動に必要な事項は、別途協議する。
- (3) 乙は、甲の活動中の事故等については一切責任を負わない。

年 月 日

甲 住所

氏名

印

乙 住所

氏名

印

岐阜市司町40番地1

岐阜市

代表者 岐阜市長

印

ぎふまち育て隊 覚書

と
（アダプト・プログラム）事業実施要綱第4条第2項の規定に基づき、下記の事項により活動することについて合意し、それを証するため、本書2通を作成し、各自1通を保有する。

記

1 活動の対象

2 活動内容

年 月 日

住所

氏名

印

住所

氏名

印

ぎふまち育て隊 活動変更届

年 月 日

（あて先） 岐阜市長

（団体の名称に変更がある場合は、変更後の名称を記入ください。）

団体の名称

申請者氏名

申請者住所

活動状況において、次のとおり変更が生じたので、岐阜市ぎふまち育て隊（アダプト・プログラム）事業実施要綱第5条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

●以下の1から4までについては、該当があるところを記入ください

1 変更発生日 年 月 日（提出日と異なる場合）

2 変更後の活動団体等

(1) 変更前の団体名称 _____

(2) 代表者の氏名

(3) 団体の所在地 _____

3 変更後の活動区域（活動する区域の略図又は住宅地図を添付）

4 変更後の活動内容

(1) 活動内容

(2) 活動回数

ほとんど毎日

1週間に____回程度

1ヵ月に____回程度

1年に____回程度

（特記： _____）

5 変更後のアダプト・サインボードの設置について

希望する

希望しない（撤去）

〔 * 民有地を対象とする場合は、当該管理者等と取り交わした覚書（様式第3号）の写しを添付 〕

ぎふまち育て隊 活動辞退届

年 月 日

（あて先）岐阜市長

団体の名称

代表者の氏名

団体の所在地

年 月 日付で、覚書を取り交わした下記アダプト・プログラムの活動を辞退したいので、岐阜市ぎふまち育て隊（アダプト・プログラム）事業実施要綱第6条の規定により届け出ます。

1 活動区域

2 活動内容

3 活動終了年月日

年 月 日

